

狭山市告示第196号

令和6年能登半島地震による被災納税者等に対する狭山市税の申告、納付等の期限を指定することについて次のとおり定める。

令和6年7月30日

狭山市長 小谷野



狭山市税条例(昭和30年条例第11号)第18条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月19日付狭山市告示第4号において別途狭山市告示で定めることとされている期日は、その期限が令和6年1月1日から令和6年9月1日までの間に到来する軽自動車税の種別割については、令和6年9月2日とする。